

資料3

合議体の長の選出について（案）

- 合議体の長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第48条第2項において「会長がその構成に加わるものにあっては、会長が長となり、他のものにあっては、不服審査会の指名する委員が長となる」と規定されているため、本来ならば、合議体の長については、審査会を開催し、審議のうえ指名するものである。
- しかしながら、個別の審査請求事件を議論する合議体の構成委員において、事件の過去の経過等を勘案し、その長を互選、決定することが合理的である。
- そのため、平成18年度審査会以降「合議体の長については、各合議体開催時各合議体において指名すること」と決しているところ
- 上記経過等を踏まえ、先に決した合議体においても、
 - 各合議体の長については、合議体開催時に合議体構成委員の互選により指名することとし、合議体における指名をもって審査会の指名とする。
 - ただし、会長がその構成に加わるものにあっては、令第48条第2項に基づき、会長が長となる。とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（抄）

（合議体）

第48条 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で審査請求の事件を取り扱う。

2 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあっては、会長が長となり、他のものにあっては、不服審査会の指名する委員が長となる。